

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、事業環境が刻一刻と変化するIT業界において企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めております。

全てのステークホルダーを尊重し、企業の健全性、透明性を高めるとともに、長期的かつ安定的な株主価値の向上に努めるため、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4. 政策保有株式】

政策保有株式に関する方針及び保有適否に関する検証内容

当社は、当社の事業戦略、発行会社等との関係などを総合的に勘案し、提携関係の維持・強化を目的として株式を保有することがありますが、検証の結果、保有意義や合理性の認められないものについては、適宜株価や市場動向を見て売却します。

政策保有株式は、業務上の提携関係等の維持・強化を通じ当社の企業価値向上に資すると判断する場合に限り保有し続けることとし、取締役会は個別の政策保有株式について、事業機会の創出や関係強化といった観点から、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を毎年検証します。

政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準

当社は、個別の政策保有株式に係る議決権行使について、当社の保有方針に適合及び発行会社の企業価値の向上に資するものであることを総合的に勘案して実施します。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

利益相反取引及び競争取引については、取締役会での決議を要し、当該決議においては特別の利害関係を有する取締役は、当該決議に参加できないこととしております。また、関連当事者取引については、当社役員を含む稟議において、事業上の必要性、取引の合理性及び取引条件の妥当性等について、事前に確認を行っております。特に重要と考えられる取引については、当社取締役会において、十分に審議したうえで意思決定を行っております。

#### 【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、すべての人のお金の課題を解決し、チャレンジできる社会づくりを目指しております。

サステナビリティへの取組みとしては、2021年2月に、当社が目指す社会を実現し、持続的に企業価値を向上させるため、「User Forward」「Society Forward」「Talent Forward」を3つの重点テーマとして設定しました。3つの重点テーマは、ユーザー、社会、社員といった利害関係者に対し、経営によって生じるリスクを防止することはもとより、当社のサービスや事業活動を通して広く支援しすべての人がより前向きにチャレンジできる環境を目指すものです。

「User Forward」としては、ユーザーが抱えるお金の課題をテクノロジーとデザインの力で解決するサービスを提供します。また、安心してサービスをご利用いただくためにセキュリティへの投資を促進していきます。

「Society Forward」は、多様なパートナーとの共創で社会全体のDXに貢献すること、社会への積極的な働きかけによってより良い社会システムの実現を目指し活動すること、そして気候変動などの地球環境に対する影響に配慮した経営を実践することをゴールとしております。

「Talent Forward」は、メンバー(従業員)の人権保護、健康・労働環境の向上は当然として、メンバーの可能性を引き出す多様な成長機会を創出することを目指すものです。マネジメントによるメンバー育成へのコミットメント、さらには性別・国籍・年齢・学歴などに関係なく、多様な視点を受容する環境を作ることを目指します。

これらの取組を全社一体として推進していくため、サステナビリティ担当責任者として執行役員CoPA(Chief of Public Affairs)の瀧俊雄を任命し、経営企画本部、法務知的財産本部、広報部からなるサステナビリティ推進のための全社横断的なプロジェクトチームによる活動を推進しております。サステナビリティについて取締役会や経営会議等で議論を行い、方針等の策定を行なうとともに、プロジェクトチームを中心に、関連部署との連携や情報収集、社内での啓発活動に取り組んでおります。

情報セキュリティ及び個人情報保護、第三者からの不正アクセス防止に関しては、執行役員の市川貴志をCISO(Chief Information Security Officer、最高情報セキュリティ責任者)に任命し、「情報セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)」、「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」その他社内規程を策定したうえ、これらに基づいた管理を徹底しております。また、CISOより代表取締役社長CEO及び取締役執行役員CTOへ毎月情報セキュリティ活動に関する報告を行い、その活動が内部監査によりモニタリングされるとともに、取締役会にも適宜報告がなされております。

【補充原則2-4】

当社は、Valueの1つである「Fairness」を徹底し、性別・国籍・宗教・年齢・学歴等で制限しない採用方針を掲げております。また、経営上も、当社の事業を支える人材を幅広く採用していくことは重要な課題です。バックグラウンドに関わりなく人材を惹きつけ、入社後も、こうしたバックグラウンドの違い、育児や介護などのライフステージの変化も含めて、多様な状況下にある社員が働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組んでおります。

2021年2月にDiversity and Inclusionの担当責任者として取締役執行役員CTOである中出匠哉を任命し、People Forward本部、経営企画本部を中心としたプロジェクトチームを発足させ、取り組みを進めております。

当社グループの2021年11月30日時点の状況は以下のとおりです。

- ・全社女性比率:31.7%
  - ・管理職女性比率:13.9%
  - ・外国人比率:10.4%
  - ・離職率:11.5%
  - ・育休取得率:女性 94% 男性 28%
  - ・育休後復帰率:95%
- (いずれも、グループ全体における比率)

今後女性及び外国人の管理職への登用に積極的に取り組み、現状よりも増加させていきたいと考えております。

社内の多様性の確保、インクルーシブな環境づくりのために実施している施策の例としては以下のとおりです。

- ・経営メンバーを対象とする無意識バイアス研修、無意識バイアステストの実施
- ・非日本語話者の社員が言語の壁を越えて活躍できるための環境整備(語学研修、会議等における通訳者の同席、各種社内資料の英訳、日本人社員に対する英語研修の実施等)
- ・女性の社員の働きやすさ・働きがいを向上するため読書会や座談会の実施、育休復帰者や女性マネージャーによる情報発信
- ・育児や介護などのライフステージにある社員にとって、よりインクルーシブな職場環境を作るための制度の充実。(産休・育休制度に加え、2021年12月よりフレックス就業を時短勤務者にも拡大。あわせて、子の看護休暇を中学校就学の始期に達するまでの子を養育、介護休暇対象者を要支援状態又は要介護状態にある対象家族の介護その他の世話にまで拡大。)
- ・同性婚、事実婚に対するお祝い金制度

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

( )会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションの下、「すべての人の、「お金のプラットフォーム」になる。」というビジョンを掲げ、プラットフォームサービス事業を展開しております。

当社のミッションの追求並びにビジョンを達成するために、法人向けサービスを提供するMoney Forward Businessドメイン、個人向けサービスを提供するMoney Forward Homeドメイン、金融機関のお客様向けにサービス開発を行うMoney Forward Xドメイン、新たな金融ソリューションの開発を行うMoney Forward Financeドメインの4つのドメインにおいて、事業を運営してまいりました。

当社は、創業以来、常にユーザーと向き合い、ユーザーの課題解決を目指すイノベティブなサービスづくりに取り組んでまいりました。また、社会に約束する行動指針として、以下の「User Focus」「Technology Driven」「Fairness」の3つを掲げております。

User Focus

私たちは、いかなる制約があったとしても、常にユーザーを見つめ続け、本質的な課題を理解し、ユーザーの想像を超えたソリューションを提供します。

Technology Driven

私たちは、テクノロジーこそが世界を大きく変えることができると信じています。テクノロジーを追求し、それをサービスとして社会へ提供していくことで、イノベーションを起こし続けます。

Fairness

私たちは、ユーザー、社員、株主、社会などのすべてのステークホルダーに対してフェアであること、オープンであることを誓います。

上記の行動指針でも示しているとおり、当社グループは、「ユーザー中心主義」に基づき、テクノロジーによって世の中の非効率を解消するとともに、優れたユーザー体験を提供することで、お金や経営に関する自律的な意思決定を支援し、ユーザーの人生や経営を少しでも前向きに進めるために貢献することを目指しております。

( )コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

( )取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

後述の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」[取締役報酬関係]をご参照ください。

( )取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・取締役会は、代表取締役及び業務執行取締役(以下、本項において「経営陣」といいます。)の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、経営陣及び取締役・監査役としてふさわしい多様な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人物を国内外、グループ内外から選任・指名する方針としております。

・当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は独立社外取締役が過半数を占め、取締役の指名等について、より公正・透明に審議する方針としております。

・経営陣の選任については、重要執行任務でのパフォーマンスの評価等を独立社外取締役及び独立社外監査役の出席する取締役会において共有・審議の上、選任する手続としております。

( )取締役会が上記( )を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任理由は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

・定時株主総会招集通知: <https://corp.moneyforward.com/ir/stock/>

・有価証券報告書: <https://corp.moneyforward.com/ir/library/securities/>

#### 【補充原則4-1】

取締役会は、法令、定款及び社内規程（取締役会規程、職務権限規程等）に基づき、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。法令、定款及び社内規程において定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを業務執行取締役及び執行役員に委任しております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

取締役9名中5名が独立社外取締役であり、取締役の過半数を独立社外取締役が占めております。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性向上を果たすことを目的として、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定めており、当該基準に従って社外取締役を選任しております。

なお、社外取締役の独立性基準については、当社ホームページ(<https://corp.moneyforward.com/aboutus/governance/system/>)をご参照ください。

#### 【補充原則4-11】

取締役会の監督機能の強化のため、取締役の過半数を社外取締役（全取締役9名中5名が社外取締役）としております。また、経営の意思決定機関として取締役会が業務を果たすために、各部門に精通した業務執行取締役を選任しているほか、社外取締役が独立した立場から適切な意見・指摘をもとに監督機能を果たしております。社外取締役の個々の任命においては、多様なバックグラウンド・専門知識・経験等を有する人材を選任しており、他社での経営経験を有する独立社外取締役を4名選任しているほか、女性の独立社外取締役を2名選任するなど多様性の確保に努めております。選任に際しては、知識・知識、人物本位等の観点での選任を基本としており、ジェンダー、国籍等の条件・制約は一切設けておらず、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めております。取締役の選任に関する方針と手続については、上記【原則3-1. 情報開示の充実】( )をご参照ください。

また、当社の監査役3名はすべて社外監査役であり、その役割を果たす上で必要な知識・経験・能力を有する者が選任されており、企業経営経験者、弁護士、金融機関での業務経験や企業経営を通じて財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。今後も、適切な能力及び財務・会計・法務に関する専門知識を有する者を選任できるよう努めてまいります。

当社は、取締役及び監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、本報告書最終頁に記載しております。

#### 【補充原則4-11】

当社は、各取締役・監査役の主要な兼任状況を、株主総会招集通知及び有価証券報告書において、毎年開示しております。なお、いずれの兼任についても、当社の役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認しております。

・定時株主総会招集通知：<https://corp.moneyforward.com/ir/stock/>

・有価証券報告書：<https://corp.moneyforward.com/ir/library/securities/>

#### 【補充原則4-11】

##### 評価プロセス

当社は、外部機関に委託して、全取締役及び監査役を対象に、以下の項目（24設問）について取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、全員より回答を得ました。

取締役会の構成、 取締役会の運営・情報提供、 取締役会による戦略の監督・確認、 リスク管理、 企業倫理と業績のモニタリング、 経営陣の評価・報酬、 機関投資家との対話

##### 評価結果の概要

・当社では、2020年11月期に初めて取締役会実効性評価を行いました。全項目の評価の平均値は高く、取締役会の実効性が概ね確保されているとの評価を受けました。

・特に評価が高い項目は、取締役会の構成であり、知識・経験・ジェンダー・年齢などの面から多様性が高いメンバーで構成されていることや、独立役員からM&A、資本政策、コーポレートガバナンス（サステナビリティ等に関する取り組みを含みます。）、経営戦略（人材戦略を含みます。）、IR活動・情報開示などについて豊富な知識・経験に基づく指摘や意見が行われている点が評価されました。また、経営陣の評価・報酬について、指名・報酬委員会の委員の過半数が独立社外取締役から構成されており、独立社外取締役が経営陣の評価・報酬に適切に関与する体制が構築されていることや委員会における指名・報酬の議論が適切に行われており、委員会として有効に機能していることが評価されました。

・他方、取締役会の運営・情報提供の評価が相対的に低く、取締役会構成の変化を踏まえた付議基準や議題の選定の考え方の見直しを行うとともに、運営事務局の体制強化を進める必要があると評価されました。また、実効性改善の課題として、取締役会における事業ポートフォリオマネジメントやサステナビリティに関する議論の進め方について検討するとともに、非財務情報の開示について議論を深める必要があることが挙げられました。

##### 今後の取組み

比較的评价の低かった取締役会の運営・情報提供については、取締役会においてより充実した審議を行うための資料の早期提供や、資料内容の充実化や議題に応じた事前説明等の対応を進めてまいります。また、実効性改善の課題として挙げられた事項について、取締役会において議論を行うとともに、非財務情報の開示の拡充に取り組んでまいります。なお、本報告書提出日現在において、Diversity and Inclusion担当責任者として取締役執行役員CTOの中出匠哉を、サステナビリティ担当責任者として執行役員CoPA（Chief of Public Affairs）の瀧俊雄を任命し、それぞれプロジェクトチームを発足させて取締役会での議論を行っており、あわせてこれらに関する情報開示についても議論を行っております。

#### 【補充原則4-14】

当社は、取締役が各人に期待される役割・責務を適切に果たすべく、各人の判断に必要な知識を習得することを基本としておりますが、個々の取締役・監査役の求めに応じてトレーニングの機会の提供や斡旋を行っております。なお、知識の習得やトレーニングに関して費用が生じる場合は、その支援を行うこととしております。

また、新任の社内・社外役員に対して期待する役割について伝えるとともに、社外役員に対しては、当社の事業・財務・組織・認識している課題等について説明しております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は適時かつ公正な情報開示に努めており、株主・投資家と建設的な対話を促進するために以下の方針を定めております。

##### (i) 株主との建設的な対話の実現を担う経営陣

当社では、CFO管掌の下、IRを推進しております。また、代表取締役による決算説明や機関投資家との対話も行っております。

##### (ii) 対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策

経営企画本部が決算説明会の運営、株主・投資家との対話を支援しており、そのための各事業部門並びに経理、法務、人事等のバックオフィス部

門との連携機能を有しております。

(iii)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み

国内外のカンファレンスへの参加、毎四半期の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けに説明会の開催、決算説明会書き起こし資料並びに質疑応答要約の当社ホームページへの掲載等、情報提供の充実に取り組んでおります。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念等の経営陣幹部や取締役会への適切・効果的なフィードバックの方策

株主・投資家との対話内容はIR関係者間で記録・管理され、四半期毎にIR活動並びに投資家フィードバックを取締役や経営陣幹部へ報告しております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、インサイダー情報管理及び取扱いに関する規程を定め、役員員に対して入社時及び年1回インサイダー取引規制(情報管理を含みます。)に関する研修・理解度テストを行っております。また、沈黙期間を定め、当該期間中の決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辻 庸介	7,008,355	14.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	2,768,312	5.75
市川 貴志	2,354,005	4.89
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,070,103	4.30
MSIP CLIENT SECURITIES	1,994,197	4.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,841,000	3.82
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,387,103	2.88
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,351,600	2.81
株式会社静岡銀行	1,188,240	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,088,942	2.26

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明

・2020年4月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社が2020年4月15日現在で928,700株(3.96%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該株式数は2020年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割前の株式数となります。

・2020年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びその共同保有者が2020年6月30日現在で1,080,300株(4.60%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該株式数は2020年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割前の株式数となります。

・2020年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者が2020年7月15日現在で1,553,152株(6.62%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該株式数は2020年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割前の株式数となります。

・2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが2020年11月30日現在で2,519,839株(5.29%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該株式数は2020年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割前の株式数となります。

・2021年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者が2021年3月31日現在で3,287,236株(6.88%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2021年5月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、エフエムアールエルエルシーが2021年4月30日現在で2,346,405株(4.89%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年5月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
車谷 暢昭	他の会社の出身者													
田中 正明	他の会社の出身者													
倉林 陽	他の会社の出身者													
岡島 悦子	他の会社の出身者													
上田 亮子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
車谷 暢昭			<p>長年にわたり株式会社三井住友フィナンシャルグループの経営に携わり、企業金融や監査における豊富な知識と経験を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。なお、当社は、株式会社三井住友銀行から借り入れを行っておりますが、同氏は同銀行の役職を退任されており、同氏の独立性に影響はないものと考えます。</p>
田中 正明			<p>長年にわたり株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの経営に携わり、グローバルな金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。なお、当社は、株式会社三菱UFJ銀行から借り入れを行っておりますが、同氏は同銀行の役職を退任されており、同氏の独立性に影響はないものと考えます。</p>
倉林 陽			<p>国内外の新規事業へ豊富な投資経験を有し、またSaaS分野の投資の第一人者としてSaaS企業に関する幅広い知見を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。</p>
岡島 悦子		<p>当社と同氏が代表取締役を務める株式会社プロノバとの間では、2020年11月期においてコンサルティング業務に関する取引がありますが、当社から同社への支払金額は1,000万円未満であって、当社の定める独立性基準を満たしており、独立性への影響はないと判断しております。</p>	<p>人材開発、組織マネジメント等のプロフェッショナルとしての豊富な経験・知識と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>
上田 亮子			<p>コーポレートガバナンスのプロフェッショナルとしての豊富な経験・知識と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言をいただくため、引き続き社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の指名、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、2019年6月14日に取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置いたしました。

指名・報酬委員会の詳細は、後述の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的に意見交換等を行っており、監査計画及び監査結果等について共有し、業務改善に向けた協議を行うなど、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名



会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上田 洋三	他の会社の出身者													
田中 克幸	弁護士													
瓜生 英敏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 洋三			豊富な経営管理の知識や経験等があり、その知識・経験に基づき、経営全般の監督及び適正な監査をいただくため、引き続き社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
田中 克幸			20年以上の企業法務経験に基づく豊富な知識と経験を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。
瓜生 英敏			米系大手投資銀行であるゴールドマン・サックス証券株式会社にて、国内外のM&Aアドバイザー業務に多数携わり、グローバル企業における財務・会計に関する豊富な知見を有しており、経営全般の監督及び適正な監査をいただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を充当する社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、取締役に対して株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他

### 該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。  
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会で審議を行い、その答申に基づいて取締役会にて報酬構成・水準・総額上限等を決定しております。なお、取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。

取締役の報酬は、経営目標の達成と中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして機能させることを目的に、基本報酬・株式報酬で構成します。

個別の報酬額については、取締役会から一任された指名・報酬委員会において、取締役会で決議された報酬構成・水準・総額上限等を踏まえて、役職に応じた取締役報酬テーブルを基準として、各取締役に求められる職責(代表取締役及び業務執行取締役については能力及び成果を含む。)等を勘案し、決定しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役で構成し、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保するために、その過半数は社外取締役としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、法務知的財産本部が窓口となり取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行っております。また、監査役職務補助使用人として、適正な知識、能力、経験を有する従業員を1名(内部監査室を兼務)配置し、監査役の職務遂行のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の法定機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。また、執行役員制度を設けております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

### (ア)取締役会

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役5名)で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を1年としております。

### (イ)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### (ウ)会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

### (エ)指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名、報酬等に係る評価、決定プロセスの透明性及び客観性を担保することで、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役会の構成、取締役の個別指名、取締役の報酬構成・水準・総額上限等に関する原案等についての諮問に対する答申を行っております。

なお、2021年11月期の委員は、代表取締役の辻、独立社外取締役の田中、岡島及び上田の4名で、委員長は辻が務めております。

### (オ)執行役員制度

当社では2014年10月から執行役員制度を導入しております。これにより、経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能の分離をすることで、意思決定の迅速化及び業務執行の責任と権限の明確化を図っております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた担当業務の意思決定を含む業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行います。2021年2月からは、監督機能と執行機能の分離をさらに明確化し、より機動的な業務執行を可能とするため、CxO制度を拡充いたしました。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しております。会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。また、社外取締役5名、社外監査役3名を選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。

当社が、本体制を採用している理由としましては、企業価値の継続向上と社会からの信用・信頼を得るため、企業経営に関する豊富な経験や知識を基に、外部からの客観的かつ中立性を確保した経営監視機能を備えた体制とすべきと考えているためであります。

なお、コーポレートガバナンスの更なる強化を目指して、2021年2月の株主総会にて、社内取締役を7名から4名に減少させ、社外取締役を過半数とする体制に変更いたしました。取締役会を少数構成とすることで、経営の迅速な意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役を過半数とすることにより、経営の監督機能を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めており、直近2021年2月開催の定時株主総会においては、株主総会開催日の17日前に発送しております。 また、株主の方々へ早期に情報をご提供する観点から、2021年2月開催の定時株主総会においては、発送日の前日に当社ホームページで招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が11月となっていることから、毎年2月に定時総会を実施する等、株主の方々十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。また、多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会においてインターネットによる議決権の行使の方法を用意し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年2月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年2月開催の定時株主総会より、英文の招集通知(狭義の招集通知・参考書類)を作成し、東京証券取引所ホームページ、機関投資家向け議決権行使プラットフォーム、当社ホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページにディスクロージャーポリシーを掲載し、「情報開示の基準」「情報開示の方法」「インサイダー取引の未然防止」「沈黙期間」「社内体制の整備」について記載しております。詳細は当社ホームページ( <a href="https://corp.moneyforward.com/ir/disclosure/">https://corp.moneyforward.com/ir/disclosure/</a> )をご覧ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、経営陣が業績や経営方針を説明しております。また、株主総会の中で事業に関する説明を行い、個人投資家の方との対話の場を設けております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。また、決算説明会のトランスクリプトの開示を行い、平等な情報開示に努めております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、海外投資家と電話会議・ビデオ会議を開催しております。また、オンラインカンファレンスにも参加し、海外投資家とのコミュニケーションに努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページに、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。詳細は当社ホームページ( <a href="https://corp.moneyforward.com/ir/library/">https://corp.moneyforward.com/ir/library/</a> )をご覧ください。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部を担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は創業以来、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というミッションのもと、世の中からお金に関する課題や悩みをなくすことを目指しております。そのために、サービスや事業を通じてすべての人のお金の課題解決を目指す「User Forward」、より良い社会づくりに貢献する「Society Forward」、社員の可能性を最大限に引き出す「Talent Forward」の3つを、経営における重点テーマとして掲げ、サステナブルな社会の実現に取り組んでおります。具体的な取組み内容については、ホームページ上 (<a href="https://corp.moneyforward.com/sustainability/">https://corp.moneyforward.com/sustainability/</a>) にて掲載しております。</p> <p>また、3つの重点テーマの詳細については、以下のホームページ上に掲載しております。</p> <p>User Forward(ユーザーの人生をもっと前へ。): <a href="https://corp.moneyforward.com/sustainability/userforward">https://corp.moneyforward.com/sustainability/userforward</a></p> <p>Society Forward(社会をもっと前へ。): <a href="https://corp.moneyforward.com/sustainability/societyforward">https://corp.moneyforward.com/sustainability/societyforward</a></p> <p>Talent Forward(社員の可能性をもっと前へ。): <a href="https://corp.moneyforward.com/sustainability/talentforward">https://corp.moneyforward.com/sustainability/talentforward</a></p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
- (2) 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
- (2) 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

#### 5. 当該会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危機の管理に関する規程その他の体制」、及び「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。
- (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。
- (3) 当社内部監査室は、当社グループ各社に対して監査を実施します。

#### 6. 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

#### 7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

#### 8. 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとします。
- (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

#### 9. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

#### 10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定めます。
- (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

#### 11. 監査役を補助する使用人の職務の執行について生ずる費用の前払又は証券の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。
- (2) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

#### 12. 監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。
- (2) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査室と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

#### 13. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係を遮断しており、当社の把握する限り現時点において反社会的勢力との関係を持っている事実はありません。当社は「グループ反社会的勢力対応規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に関与すること及び利益の供与について防止することを定めております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、弁護士・所轄警察・特殊暴力防止対策連合会・暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を図り、法的対抗手段も念頭に置いた毅然とした態度で対応を行っていく方針であります。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

所管統括部門である法務知的財産本部では、反社会的勢力排除を目的とした法令・指針・ガイドライン・規範等の最新情報を継続的に確認するとともに、専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力排除の体制構築に努め、役職員への周知を図っています。また、反社会的勢力からの不当な要求等による被害防止や対応策の習得、情報収集等を行うため、不当要求防止責任者を選任し、所管警察へ届出を行っています。

新規取引を行う際には反社会的勢力に関する調査を行い、既存の取引先に対しても定期的に調査を行うほか、経営者及び出資者の変更が明らかになった場合についても調査を行っております。また、当社の株主・役員等・社員に対する反社会的勢力に関する調査については、それぞれ調査範囲を定め、同様の方法により定期的に行っています。

さらに、取引先との契約締結時には、反社会的勢力と判明した場合に取引等を即座に解消する旨を定めた排除条項を契約書に規定しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

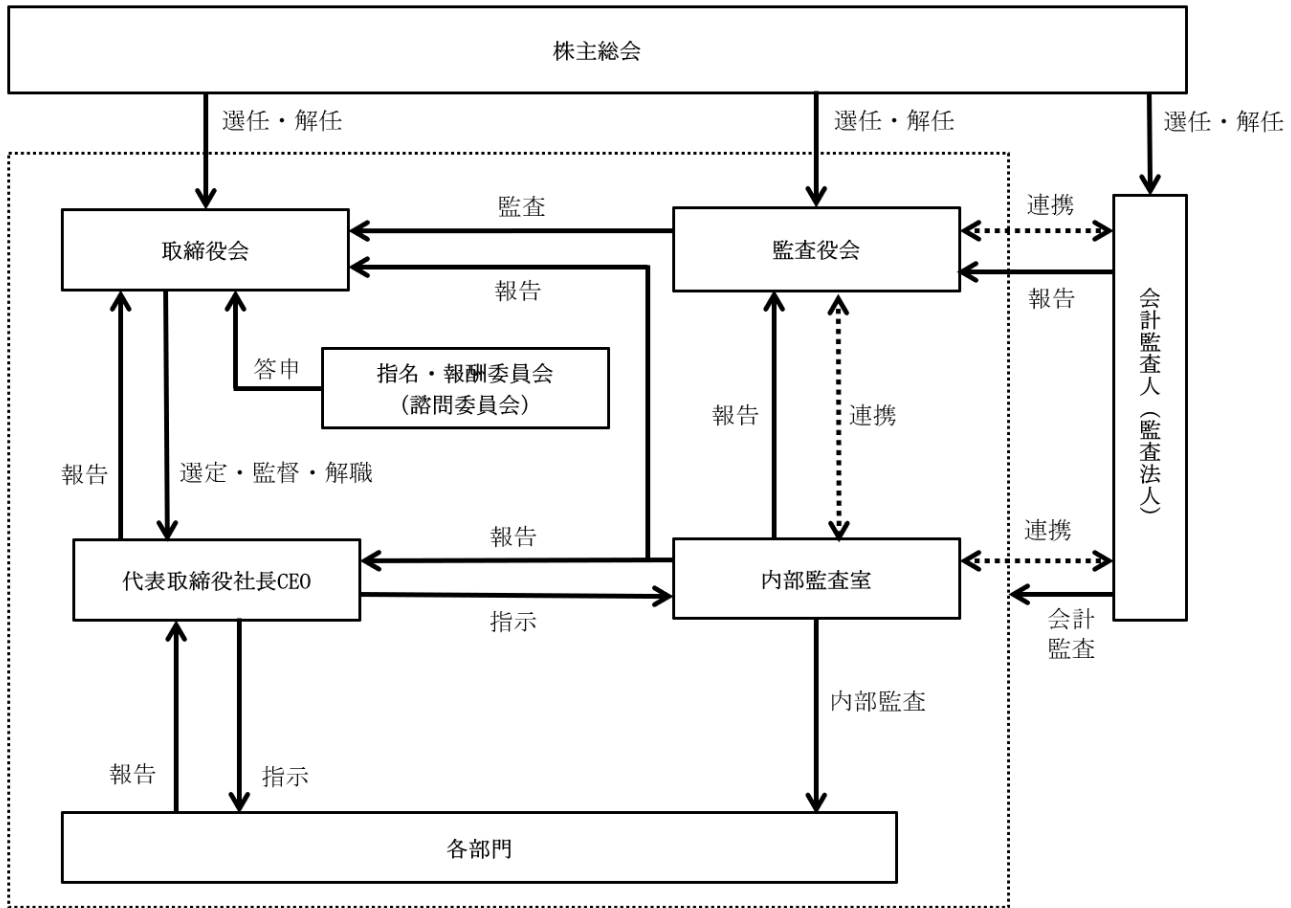
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

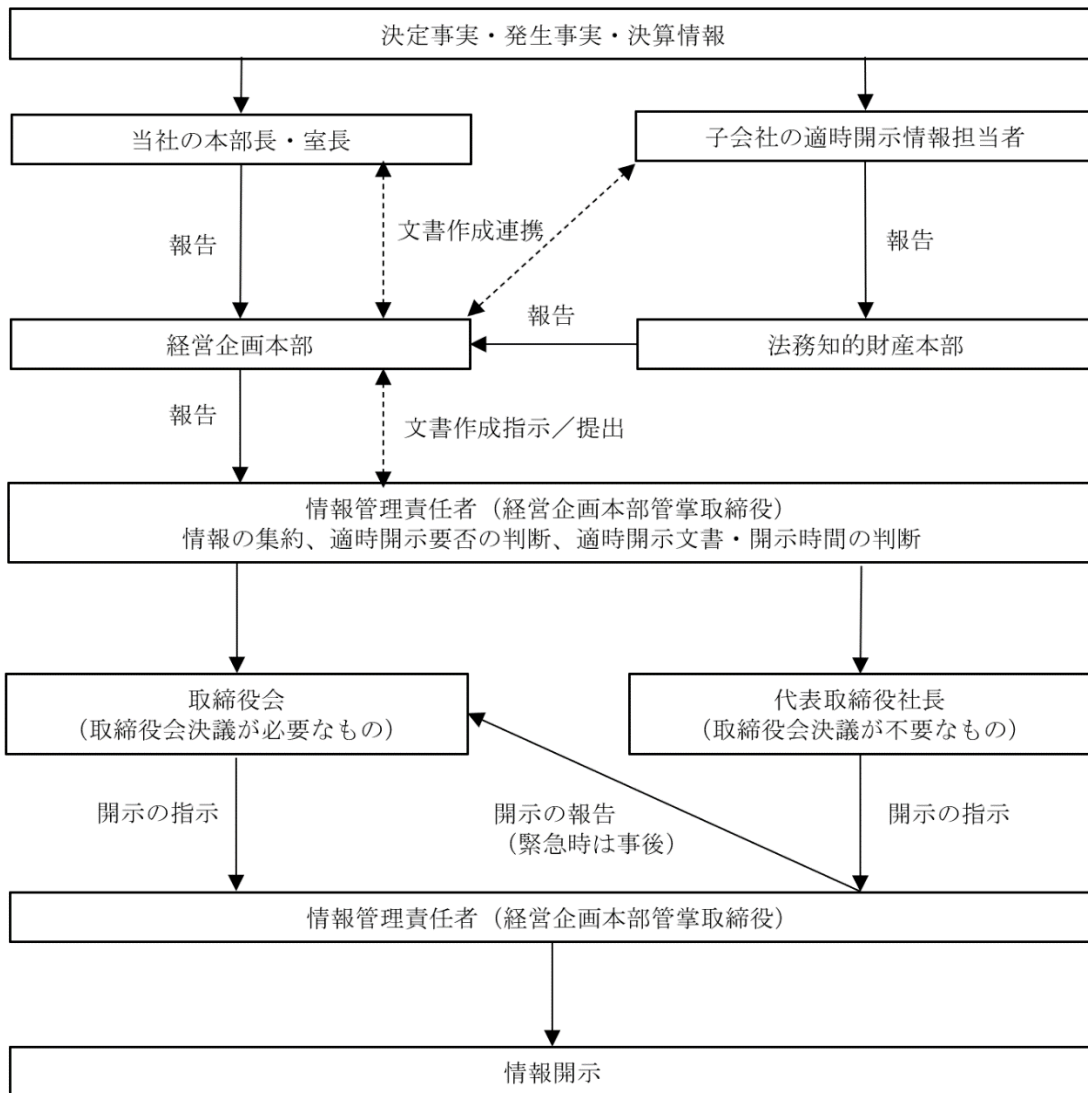
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

■コーポレート・ガバナンス体制図



■適時開示手続きに関するフロー





■スキル・マトリックス

		企業経営	グローバルビジネス	事業・業界理解 (SaaS・Fintech)	投資／M&A	財務／会計	テクノロジー	人材開発	法務／ コンプライアンス／ リスク管理	サステナビリティ／ ESG
取締役	辻 庸介	●		●	●			●		
	金坂 直哉	●		●	●	●				
	中出 匠哉	●					●	●		●
	竹田 正信	●		●	●			●		
	車谷 暢昭	●		●	●	●				
	田中 正明	●	●			●			●	
	倉林 陽	●	●	●	●					
	岡島 悦子	●		●				●		●
	上田 亮子		●			●			●	●
監査役	上田 洋三	●		●		●			●	
	田中 克幸				●	●			●	●
	瓜生 英敏	●	●		●	●				